

めぐろくしゅわげんごじょうれい
目黒区手話言語条例

れいわ ねん がつ にち
令和7年3月7日
めぐろくじょうれいだい ごう
目黒区条例第11号

しゅわ て ゆび かお ひょうじょう からだ うご どうもち しかくてき ひょうげんとう どくじ
手話は、手、指、顔の表情、体の動き等を用いた視覚的な表現等による独自の
ぶんぼう ゆう げんご しょうがいしゃ けんり かん じょうやくおよ しょうがいしゃきほんほう
文法を有する言語であり、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、
げんご めいかく いちづ しゅわ ひつよう もの せいかつ うえ ひつようふかけつ
言語として明確に位置付けられ、手話を必要とする者が生活する上で必要不可欠な
いしそつう しゅだん
意思疎通の手段である。

しゅわ か こ しょう せいやく れきし しゅわ かくとく
手話は過去に使用が制約されてきた歴史があり、手話を獲得できなかったこと、
しゅわ しょう かんきょう せいび どう しゃ おお ふべん ふあん
手話を使用する環境が整備されなかったこと等により、ろう者は多くの不便や不安を
かん せいかつ じょうきょう しゅわ しゃ あいだ たいせつ
感じながら生活してきた。このような状況においても、手話はろう者の間で大切に
う つ しゅわ しょう こころゆた ぶんか きず
受け継がれ、手話を使用して心豊かな文化を築いてきた。

れきし ふ わたし しゅわ げんご にんしき もと しゅわ
こうした歴史を踏まえ、私たちはここに、手話は言語であるとの認識の下、手話に
かん しさく すいしん はか しゅわ ひつよう もの しゅわ つか じりつ にちじょうせいかつまた
関する施策の推進を図り、手話を必要とする者が手話を使い自立した日常生活又は
しゃかいせいかつ いとな すべ ひと しょうがい うむ わ へだ そうご
社会生活を営み、全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に
じんかく こせい そんちょう あ きょうせい ちいきしゃかい じつげん めざ じょうれい せいてい
人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

もくてき
(目的)

だい じょう じょうれい しゅわ げんご にんしき もと しゅわ かん きほんりねん さだ
第1条 この条例は、手話は言語であるとの認識の下、手話に関する基本理念を定め
めぐろく い か く せきむなら くみんおよ じぎょうしゃ やくわり あき
、目黒区（以下「区」という。）の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにす
く しさく そうごうてき けいかくてき すいしん きほんてきじこう さだ
るとともに、区の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるこ
しゅわ ひつよう もの しゅわ つか じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ
とにより、手話を必要とする者が手話を使い自立した日常生活又は社会生活を
いとな すべ ひと そうご じんかく こせい そんちょう あ きょうせい ちいきしゃかい じつげん きよ
営み、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与
もくてき
することを目的とする。

ていぎ
(定義)

だい じょう じょうれい つぎ かくごう かか ようご いぎ とうがいかくごう
第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に
さだ
定めるところによる。

- しゃ しゅわ げんご にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いと もの
(1) ろう者 手話を言語として、日常生活又は社会生活を営む者をいう。
しゅわ ひつよう もの しゃ なんちょうしゃ ちゅうとしつちょうしゃ もう しゃとう
(2) 手話を必要とする者 ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者等をいう。

(3) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住み、若しくは勤務し、又は区内で学ぶ全ての個人をいう。

(4) 事業者 区内において事業活動を行う全ての個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話が言語であることの理解の促進は、手話が独自の言語体系を有し、日常生活又は社会生活を営んできた中で受け継がれてきた文化的所産であるとの認識の下に行われなければならない。

2 手話を必要とする者は、手話により相互に意思を伝え合い、情報を共有する権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

3 全ての人は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重されなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念にのっとり、手話を必要とする者等と協力し、第1条の目的を達成するために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(区民及び事業者の役割)

第5条 区民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 区は、第4条に規定する責務を果たすため、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 手話が言語であることの理解の促進及び手話の普及に関する施策

(2) 手話を必要とする者が、手話による情報の取得及び利用並びに意思疎通を行うための施策

(3) 手話通訳者の確保、養成及び資質向上のための施策

(4) その他第1条の目的を達成するために必要な施策

2 区は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たり、必要に応じ、手話を必要とする者及び聴覚障害者関係団体等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるも

のとする。

3 区は、第1項各号に掲げる施策を推進するに当たり、障害者基本法（昭和45年
ほうりつだい ごう だい じょうだい こう きてい く さくてい けいかく せいごうせい ほか
法律第84号）第11条第3項の規定により区が策定する計画との整合性を図るも
のとする。

さいがい じとう そち
(災害時等における措置)

だい じょう く さいがい た ひじょうじたい しゅわ ひつよう もの しゅわ
第7条 区は、災害その他の非常事態において、手話を必要とする者が、手話により
ひつよう じょうほう じんそく てきかく しゅとく およりよう えんかつ い しそつう ほか
必要な情報を迅速かつ的確に取得し、及び利用し、円滑に意思疎通を図ることがで
きるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ざいせいじょう そち
(財政上の措置)

だい じょう く しゅわ かん しさく すいしん ひつよう ざいせいじょう そち こう
第8条 区は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよ
つと
う努めるものとする。

ふ そく
付 則

じょうれい れいわ ねん がつ にち せこう
この条例は、令和7年4月1日から施行する。